

◎新潟県告示第384号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

株式会社東京建築検査機構

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	T B T C九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号	T B T C九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号

3 変更する年月日

令和元年9月17日